

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示

[平成二十五年四月十二日原子力規制委員会告示第三号]

改正	平成二五年	六月二八日	原子力規制委員会告示第一〇号			
	同	二五年	八月二〇日	同	第一四号	
	同	二五年	一二月	六日	同	第一七号
	同	二六年	二月二八日	同	第一号	
	同	二七年	八月三一日	同	第一〇号	
	同	二九年	二月	三日	同	第一号
	同	二九年	一〇月三〇日	同	第一三号	
	同	二九年	一二月二二日	同	第一四号	
	令和	二年	二月	六日	同	第一号
	令和	二年	三月一八日	同	第七号	
	令和	二年	三月三一日	同	第八号	
	令和	二年	一二月一七日	同	第一三号	

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の三第八項並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の規定に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を次のとおり定める。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示

（線量当量率等の記録）

**第一条** 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則

（以下「規則」という。）第三条第一項の表第五号イ及びロの線量当量率並びに同号ニの線量当量は、第九条第一項又は第五項の規定により算定されたものについて記録するものとする。

2 規則第三条第一項の表第五号ホ及びトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。

一 一年間の線量及び緊急作業に従事した期間の線量については、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量

二 三月間の線量については、実効線量

三 一月間の線量については、人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による実効線量及び腹部表面の等価線量

3 規則第三条第一項の表第五号へ及びチの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量及び眼の水晶体の等価線量のそれぞれの合計線量について記録するものとする。

**第二条** 規則第三条第四項に規定する原子力規制委員会が指定する機関は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第六十七条第五項の規定による指定を受けた機関とする。

（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準）

**第三条** 規則第四条第一項の保存をする場合には、それぞれ核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員

会告示第二号) 別表第一に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。

(表面密度限度)

**第四条** 規則第九条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成二十七年原子力規制委員会告示第八号。以下「線量告示」という。)第四条の表に定めるとおりとする。

(放射線業務従事者の線量限度)

**第五条** 規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

一 第一条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト

二 一年間につき五十ミリシーベルト

三 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。以下この条において同じ。)に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。)については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて一ミリシーベルト

2 規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、第一条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト

二 皮膚については、一年間につき五百ミリシーベルト

三 前項第四号に規定する女子の腹部表面については、同号に規定する期間につき二ミリシーベルト

(放射線業務従事者に係る濃度限度)

**第六条** 規則第十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。

一 放射性物質の種類(線量告示別表第一に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて第四欄に掲げる濃度

二 放射性物質の種類が明らかで、かつ、空气中に二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

三 放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、線量告示別表第一の第四欄に掲げる濃度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いもの

四 放射性物質の種類が明らかで、かつ、当該放射性物質の種類が線量告示別表第一に掲げられていない場合にあっては、線量告示別表第二の第一欄に掲げる放射性物質の区分に応じて第二欄に掲げる濃度

五 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空气中の放射性物質を吸入摂取するおそれがある場合にあっては、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による一年間の実効線量の五十ミリシーベルトに対する割合と空气中の放射性物質の濃度のその放射性物質についての前各号の濃度に対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

**第七条** 規則第十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事象が発生した場合の規則第十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

- 一 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象
- 二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号に定める検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象
- 三 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省／経済産業省令第二号。以下「通報事象等規則」という。）第七条第一号の表トに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）若しくは通報事象等規則第七条第一号の表ヌに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合に限る。）又は通報事象等規則第十四条の表トに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）若しくは通報事象等規則第十四条の表ヌに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合に限る。）
- 四 通報事象等規則第七条第二号の事象

3 規則第十条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項各号に掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

（周辺監視区域外等の濃度限度）

**第八条** 規則第十六条第四号及び第七号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。

- 一 放射性物質の種類（線量告示別表第一に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、空気中の濃度については第五欄、水中の濃度については第六欄に掲げる濃度
  - 二 放射性物質の種類が明らかで、かつ、空気中又は水中にそれぞれ二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度
  - 三 放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、線量告示別表第一の第五欄又は第六欄に掲げる空気中又は水中の濃度（それぞれ当該空気中又は水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、それぞれ最も低いもの
  - 四 放射性物質の種類が明らかで、かつ、当該放射性物質の種類が線量告示別表第一に掲げられていない場合にあつては、線量告示別表第二の第一欄に掲げる放射性物質の区分に応じて、空気中の濃度については第三欄、水中の濃度については第四欄に掲げる濃度
  - 五 空気中及び水中に放射性物質がある場合において、それらをあわせて吸入摂取及び経口摂取するおそれがあるときは、その空気中又は水中における放射性物質の濃度のそれぞれ空気中又は水中のその放射性物質についての第一号、第三号又は前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度
  - 六 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中又は水中の放射性物質を吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合にあつては、外部被ばくによる一年間の実効線量の一ミリシーベルトに対する割合と空気中又は水中の放射性物質の濃度のその放射性物質についての空気中又は水中の放射性物質の前各号の濃度に対する割合との和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度
- 2 線量告示第二条第二項の場合において、前項の規定は適用しない。

（外部放射線に係る線量等の算定）

**第九条** 第一条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量は一センチメートル線量当量とし、同項に規定する外部放射線に係る線量当量率は一センチメートル線量当量率として、それぞれ算定する。

2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和として算定する。

一 外部被ばくによる実効線量は、一センチメートル線量当量とすること。

二 内部被ばくによる実効線量は、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和）とすること。

3 等価線量の算定については、次のとおりとする。

一 皮膚の等価線量は、七十マイクロメートル線量当量とすること。

二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。

三 第五条第一項第四号に規定する女子の腹部表面の等価線量は、一センチメートル線量当量とすること。

4 実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。

5 線量当量及び線量当量率、実効線量並びに等価線量については、原子力規制委員会が認めた場合は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、他の方法により算定することができる。

(運転管理責任者に係る基準)

**第十条** 規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準は、次のとおりとする。

一 発電用原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。

二 過去一年以内に発電用原子炉施設の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。

三 発電用原子炉施設を設置した事業所において、管理的又は監督的地位にあること。

四 発電用原子炉施設に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。

イ 発電用原子炉施設の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。

ロ 関係法令及び実施計画（保安のための措置に係る部分に限る。）に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。

ニ 運転員の統督に関すること。

**第十一条及び第十二条** 削除

(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染されたものの放射能濃度の限度等)

**第十三条** 規則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条第一項第一号に定めるA<sub>2</sub>値の一万分の一とする。

2 規則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置は、次のとおりとする。

一 コンクリートその他の固型化材料によって固型化すること等により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。

二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

**第十三条の二** 規則第十四条の二第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する物の種類、数量、形状および性状
- 三 運搬の日時及び経路
- 四 運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

**第十三条之三** 規則第十四条の二第一項第四号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

- 一 運搬する物の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 二 運搬する物の表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面（開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の下面）における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面（開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナ（規則第十四条の二第一項第十号に規定するコンテナをいう。次号において同じ。）の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時  
(危険物)

**第十三条之四** 規則第十四条の二第一項第六号の原子力規制委員会が定める危険物は、次のとおりとする。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガス（消火器に封入したものを除く。）
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であって、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であって、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、安全な運搬を損なうおそれのあるもの  
(標識)

**第十三条之五** 規則第十四条の二第一項第十号の原子力規制委員会の定める標識は、工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号）別記のものとする。

(特別措置に係る承認の申請書)

**第十三条之六** 規則第十四条の二第二項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する物の種類、数量及び性状
- 三 運搬する物の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様
- 六 運搬に使用する運搬機器（規則第十四条の二第一項第四号に規定する運搬機器をいう。）の仕様
- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばく管理のために講ずる措置
- 九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置
- 十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

**第十三条の七** 規則第十四条の二第二項ただし書の原子力規制委員会の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

(工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に係る線量当量率の算定)

**第十三条の八** 第十三条の三、第十三条の六及び前条の線量当量率は、一センチメートル線量当量率として算定する。ただし、原子力規制委員会が認めた場合は、この限りでない。

(検査を行う職員の権限)

**第十四条** 法第六十四条の三第八項において読み替えて準用する法第六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事務所又は工場もしくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

### 附 則〔平成二五年六月二八日原子力規制委員会告示第一〇号〕

この告示は、原子力規制委員会設置法〔平成二四年六月法律第四七号〕附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

### 附 則〔平成二五年八月二〇日原子力規制委員会告示第一四号〕

この告示は、公布の日から施行する。

### 附 則〔平成二五年一月二六日原子力規制委員会告示第一七号〕

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

### 附 則〔平成二六年二月二八日原子力規制委員会告示第一号〕

この告示は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律〔平成二五年一月法律第八二号〕の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

### 附 則〔平成二七年八月三十一日原子力規制委員会告示第一〇号〕

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 附 則〔平成二九年二月三日原子力規制委員会告示第一号〕

この告示は、公布の日から施行する。

### 附 則〔平成二九年一月三〇日原子力規制委員会告示第一三号〕

この告示は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則〔平成二九年八月原子力規制委員会規則第一〇号〕の施行の日〔平成二九年一月三〇日〕か

ら施行する。

**附 則**〔平成二九年一二月二二日原子力規制委員会告示第一四号〕

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律〔平成二九年四月法律第一五号〕附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

**附 則**〔令和二年二月六日原子力規制委員会告示第一号〕

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

**附 則**〔令和二年三月一八日原子力規制委員会告示第七号〕

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則**〔令和二年三月三十一日原子力規制委員会告示第八号〕

（施行期日）

**第一条** この告示は、平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示（令和二年原子力規制委員会告示第四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（調整規定）

**第二条** この告示及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年原子力規制委員会告示第一号）により改正される東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の規定は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示によってまず改正され、次いでこの告示によって改正されるものとする。

**附 則**〔令和二年一二月一七日原子力規制委員会告示第一三号〕

この告示は、令和三年一月一日から施行する。